

令和9年度盛岡市こども・子育て支援事業
(クラウドファンディング型ふるさと納税活用枠)
募集要領

1 趣旨

この要領は、クラウドファンディング型ふるさと納税による寄附金を活用し、令和9年度に実施する盛岡市こども・子育て支援事業を実施するために必要な事項を定めるものとする。

2 目的

市民等からの企画提案により実施する、こども及びその保護者に対する支援に関する事業を支援することにより、市の未来を担うこどもが健やかに成長することができる社会の実現に資することを目的とする。

3 事業の概要

市は、市民等から事業を募集し、その中から令和9年度盛岡市こども・子育て支援事業（クラウドファンディング型ふるさと納税活用枠）として選定した事業（以下「選定事業」という。）に要する経費に対して補助金を交付する。

4 募集部門

(1) クラウドファンディング型ふるさと納税活用枠の募集対象

盛岡市こども・子育て支援事業（クラウドファンディング型ふるさと納税活用枠）選定要領第2第2号に規定する、病気や障がい等のあるこどもに配慮した遊びを主とする交流及び体験機会の充実を図る活動を主な目的とする事業について、クラウドファンディング型ふるさと納税活用枠として募集を行うものとする。

(2) 病気や障がい等のあるこどもに配慮した遊びを主とする交流及び体験機会の充実を図る活動

病気や障がいの有無等により配慮を要するこどもが、他のこどもと同様に参加できるよう、必要な配慮や支援体制を確保し、遊びを主とする交流又は体験機会を提供する活動。

なお、事業の応募に当たっては、病気や障がいの有無等により配慮を要するこどもを含め、対象となるこどもが安心して参加できること、対象となるこども及びその保護者へ情報が届くような周知並びに安全な事業運営に配慮した事業となるよう企画すること。また、対象とするこどものうち、配慮を要するこどもの病気や障がいその他の特性については、事業の目的及び実施体制に応じて設定して差し支えないものとする。

【事業例】

○感覚過敏のあるこどもに配慮したみんなの畑プレーパークの開催

- ・事前ヒアリングを実施し、参加するこどもに必要な配慮事項を把握する。
- ・収穫体験に加え、自然観察や工作など複数の活動を用意し、「参加しない」「見学する」ことも含めて選択できる環境を整える。
- ・クールダウンスペースを設置し、安心して自分のペースで過ごせる場を提供する。

5 応募者の資格

- (1) 盛岡市内に住所又は主たる事務所を有し、若しくは盛岡市内で活動実績があり、提案する事業を確実に遂行できること。
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とする団体でないこと。
- (3) 本補助金の交付を受けて同一の目的及び内容となる事業を3回行った団体でないこと。
- (4) 実施事業の内容を公表することについて同意できること。
- (5) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である団体でないこと。

6 補助額等

(1) 補助額

1事業につき50万円を限度とし、事業費の5分の4以内の額とする。

(2) 予算額

2,500千円程度を想定。

※補助率及び予算額等は、令和9年3月議会を経て決定されるものであることから、変更となる場合がある。また、予算額は、令和8年9月から12月までの期間に実施するクラウドファンディング型ふるさと納税による寄附募集の結果に応じて増減する場合がある（寄附目標額5,000千円）。いずれの場合においても、採択候補事業者に対し別途通知を行うものとする。

(3) 留意事項

クラウドファンディング型ふるさと納税による寄附総額が、全採択候補事業に係る補助金交付申請予定額の総額に満たない場合は、市及び採択候補事業者との協議により、事業内容、実施規模及び事業効果等を勘案して補助額を決定するものとし、その結果、補助額を減額する場合がある。

なお、補助額は、原則としてクラウドファンディング型ふるさと納税による寄附総額の範囲内で、採択候補事業ごとに均等に配分するものとする。ただし、事業内容、実施規模その他の事情により、市と採択候補事業者との協議の上、補助額を調整する場合がある。

また、クラウドファンディング型ふるさと納税による寄附総額が6(2)の予算額を上回った場合は、予算の範囲内において追加募集を行うことがある。

7 事業費

補助対象となる事業費の積算については、別表に掲げる経費とし、次のとおり行うこと。

- (1) 提案する事業を実施するために直接必要な経費により積算するものとし、事業を実施する団体等の運営に関する費用、他団体への補助を目的とした経費、資格取得に係る経費、その他、事業として適当と認められない経費は対象外とする。
- (2) 人件費は、実際に支払われる金額で積算する。

- (3) 市の他の補助事業の対象となる事業及び市以外の法人等の助成の対象となる事業を行う場合に要する経費は、対象外とする。

8 応募方法

(1) 応募期限

令和8年10月30日（金）17時30分（必着）

(2) 必要書類

次の書類を持参すること。なお、個人で申請する場合において、下記オ〜クに該当するものがない場合は不要とする。

ア 盛岡市こども・子育て支援事業企画提案書

イ 事業計画書

ウ 収支予算書

エ 団体又は個人の概要

オ 定款、会則又はこれに代わるもの（任意様式）

カ 前年度の事業報告書又はこれに代わるもの（任意様式、ただし設立から1年に満たない場合を除く。）

キ 前年度の収支決算書又はこれに代わるもの（任意様式、ただし設立から1年に満たない場合を除く。）

ク 参考資料（団体のパンフレット、事業内容の説明資料等）

ケ その他市長が求めるもの

(3) 提出先

盛岡市神明町3番29号 盛岡市保健所4階 子ども未来部子ども青少年課企画係

(4) その他

ア 応募に要する費用は、応募者の負担とする。

イ 応募書類は、返却しない。

9 審査方法

市職員等で構成するこども・子育て支援事業審査員が応募事業の書類により審査し、採択候補事業を選定する。

その後、採択候補事業の実施に係る詳細事項及び補助額について、クラウドファンディング型ふるさと納税による寄附が終了した後に、6(3)の留意事項を踏まえ、市は採択候補事業者と協議を行い、市との協議が整った事業者を、選定事業者として決定する。

10 審査基準

審査に当たっては、次の項目により評価を行う。

- (1) 本要領の目的にあっているか。
- (2) 公益的な事業であるか。
- (3) 実現性がある事業計画となっているか。

(4) 予算の見積りは適正か。

(5) 事業効果が見込めるか。

11 関係書類の保管等

選定事業者は、事業費の収支を明らかにした書類等を整備し、事業完了後、5年間保管すること。

12 その他

(1) 補助金交付決定前に生じる事業費については、補助対象としない。

(2) 選定事業者として決定された者は、盛岡市こども・子育て支援事業補助金交付申請書に關係書類を添えて、子ども青少年課あて提出すること。市は、当該申請に基づき補助金交付決定を行う。

(3) 事業者は、令和10年3月31日（金）までに事業を完了することとし、事業終了後は実績報告書を令和10年4月3日（月）までに市に提出すること。

(4) 補助事業の実施内容及び成果物は、盛岡市ホームページや広報もりおか等において市民等へ周知・広報するため、協力すること。また、子ども青少年課が指定する時期に活動中間報告書を提出すること。

(5) 市が主催する活動報告会で、事業内容等の報告を求めることがあるので、必ず出席すること。なお、活動報告会は令和10年2月頃を予定している。

(6) 選定事業の実施に係るチラシ・ウェブサイト・資料等印刷物や成果物に、当該補助対象事業である旨を記載すること。（例：令和9年度盛岡市子ども未来基金助成事業）

(7) 補助金の交付に当たっては、盛岡市こども・子育て支援事業補助金交付要綱に定めるところによる。

(8) 各申請者への連絡や書類の送付等については、原則として電子メールにより行う。申請に当たっては、確実に受信可能なメールアドレスを必ず記載し、申請後は定期的にメールの受信状況を確認すること。

(9) 審査状況に応じ、追加書類の提出を求める場合がある。（例：審査員からの質問に対する回答など）

(10) 審査及び交付申請に係るスケジュールは、以下のとおり。

＜スケジュール＞

令和8年9月下旬 募集開始

10月30日（金） 募集終了

11月上旬 書類審査・採択候補事業決定

12月14日（月）～ 寄附募集終了・採択候補事業の補助額等協議、選定事業者決定

令和9年4月1日 補助金交付申請、補助金交付決定

※募集終了以降の日程は変更となる場合がある。

別表（事業費関係）

費目		内容	留意事項
人件費		給料、報酬等	人件費は、市の基準額を標準とし、実際に支払われる金額のみを対象とする。 市の基準額については、申請の際に事前に相談すること。
報償費		講師等の謝金	
旅費		講師等の旅費	
需用費	消耗品費	文具、用紙等の購入費	
	燃料費	事業に必要な車両等の燃料費等	
	食糧費	講師用飲料、会議用茶菓等	
	印刷製本費	チラシ、ポスター、資料等の印刷費等	団体機関誌や会報等の発行費用は対象外とする。
	光熱水費	電気、ガス、水道、冷暖房使用料等	団体等の運営に必要な費用は対象外とする。
	医薬材料費	医薬品、包帯等	
役務費	郵便料	切手の購入費等	
	電報電話料	電話料、電話加入料、インターネット加入等	他の用途との区分が困難である場合は対象外とする。
	保険料	損害保険料等	
	手数料	振込手数料等	
	広告料	新聞、ラジオ等による広告費等	
	運搬料	運送費、荷造費等	
委託料		事業に必要な事務等の他団体等への委託費	補助対象の団体が直接実施するより、他の者に委託して実施する方が効率的であると認められる場合に限る。
使用料及び賃借料		会場使用料、車両賃借料等	
その他市長が必要と認める経費			

【参考】 人件費（市が基準とする支給月額） ※経験年数により算定

職 種	賃金日給（円） （7.75 時間あたり）	賃金時給（円）
定期的業務（行政職）	10,814～11,123	1,395～1,435

定期的業務（技労職）	10,700～10,966	1,380～1,414
知識経験等（行政職）	11,123～11,395	1,435～1,470
知識経験等（技労職）	10,966～11,171	1,414～1,441
相当高度な知識経験	12,190～12,290	1,572～1,585
高度な知識経験	13,014～13,171	1,679～1,699
保育士、栄養士	11,876～12,014	1,532～1,550
保健師	12,190～12,290	1,572～1,585
看護師	13,142～13,323	1,695～1,719

※市の基準を超えて支払う場合、積算根拠を明らかにすること。